

改定後

改定前

埼玉県建築工事共通費積算基準の運用

埼玉県建築工事共通費積算基準の運用

令和4年10月

令和3年10月

埼玉県

埼玉県

改定後

1 ~ 5 (1) ~ (7)
(略)

(8) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を**加算**しない。

(9) ~ (10)
(略)

改定前

1 ~ 5 (1) ~ (7)
(略)

(8) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を**算定**しない。

(9) ~ (10)
(略)

改定後

6～7(1)～(11)
(略)

(12)現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

ア 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（胴ベルト型）の費用を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、

機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表－12による。

イ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

ウ 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事と算定し、主な工事に計上する。

エ 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。
(算定方法)

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表－12）

表－12 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料（差額分）※	月数区分											
			6か月 まで	12か 月 まで	18か 月 まで	24か 月 まで	30か 月 まで	30か 月 を超え						
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か 月)	12 (か 月)	18 (か 月)	24 (か 月)	30 (か 月)	36 (か 月)						
	改修工事	3,600円/月												
電気設備 工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
機械設備 工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
昇降機設備工事		1,200円/月							6（か月）					

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（表－13）

改定前

6～7(1)～(11)
(略)

(12)現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

ア 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、

機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表－12による。

イ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

ウ 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事と算定し、主な工事に計上する。

エ 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。
(算定方法)

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表－12）

表－12 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料（差額分）※	月数区分											
			6か月 まで	12か 月 まで	18か 月 まで	24か 月 まで	30か 月 まで	30か 月 を超え						
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か 月)	12 (か 月)	18 (か 月)	24 (か 月)	30 (か 月)	36 (か 月)						
	改修工事	3,600円/月												
電気設備 工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
機械設備 工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
昇降機設備工事		1,200円/月							6（か月）					

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（表－13）

改定後

表－１３ 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工 事	機械設備工 事	昇降機設備工 事
新営工事	10人日／日	6人日／日	6人日／日	2人日／日
改修工事	6人日／日	4人日／日	4人日／日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落**制止**用器具（フルハーネス型）をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）600円/人・月
 =（墜落**制止**用器具費（フルハーネス型）－現行の安全帯（**胴**ヘルム型）－助成金）

/36か月（耐用年数）

改定前

表－１３ 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工 事	機械設備工 事	昇降機設備工 事
新営工事	10人日／日	6人日／日	6人日／日	2人日／日
改修工事	6人日／日	4人日／日	4人日／日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落**防止**用器具（フルハーネス型）をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）600円/人・月
 =（墜落**防止**用器具費（フルハーネス型）－現行の安全帯（**腰**ヘルム型）－助成金）

/36か月（耐用年数）